入　札　説　明　書

令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務

本調達案件は、紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きによるものとする

厚生労働省栃木労働局

下記契約に係わる入札公告に基づく一般競争入札（最低価格落札方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁

支出負担行為担当官　栃木労働局総務部長　君島　誠

◎調達機関番号　０１７

◎所在地番号　　０９

２．入札に付する事項

（１）業務委託名

令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務

（２）対象となる建物等及び所在地

建　物　：　宇都宮第２地方合同庁舎本館及び別館並びに駐車場

所在地　：　宇都宮市明保野町１番４号

（３）警備内容・契約期間及び時間・人員

宇都宮第２地方合同庁舎本館及び別館並びに駐車場における事故発生の警戒・防止、来庁者の誘導・案内等を行う。（詳細については、別紙仕様書のとおりとする。）

契約期間　：　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

時間・人員　：　①平日及び原則奇数月第３土曜日　６時３０分～１９時　１名

②平日　８時～１７時　２名

（４）入札方法

①入札者は、調達件名の業務に要する一切の諸経費（人件費等仕様書に定める内容）を含め契約金額を見積もるものとする。

②落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③税法の改正により消費税等の税率に変更があった場合の契約金額は、当該改正税法施行日以降について変更後の税率に基づいて算出するものとする。

（５）入札保証金及び契約保証金　　免除

３．競争参加資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。)第７０条の規定に該当しないこと。

なお、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」で以下に格付けされている者であること。

①競争参加地域「関東・甲信越」　②等級「Ｂ」・「Ｃ」又は「Ｄ」

（４）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年

金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近２年間の社会保険等の未納がないこと。）

（７）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（８）厚生労働省関係法令（働き方改革関係法令含む）を遵守していること。

（９）会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（10）この入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記４．に照会すること。

（11）仕様書の全ての業務が可能な技術・経験等を有している者であること。

（12）都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。

４．担当部局（問い合わせ先）

〒３２０－０８４５

栃木県宇都宮市明保野町１－４ 宇都宮第２地方合同庁舎４階

栃木労働局 総務部総務課　会計第一係 担当：齋藤（清）　電話０２８（６３４）９１１１

５．競争参加資格の確認等

（１）原則、入札は電子入札によること。但し、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式で参加することができる。

（２）本競争の参加希望者は、上記３．に掲げる競争参加資格を証明するための書類（下記参照）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。（電子調達システムにより入札を行う場合は、下記の書類の提出も電子調達システムにより行うこと。）

なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。万が一、期限までに審査資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

① 別紙－１ 一般競争入札参加申込書

② 一般競争（指名競争）参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

③ 別紙－４ 自己申告書

④ 別紙－５ 暴力団等に該当しない旨の誓約書

⑤ 別紙－６ 電子入札案件の紙入札方式での参加について（電子入札参加者は不要）

⑥ 別紙―９ 保険料納付に係る申立書

（３）競争参加資格証明書類の提出方法

① 提出期間　本公告の日から令和８年１２月９日（水）午後３時まで（土日祝日除く）

② 提出場所　上記４．に同じ

６．入札及び落札者の決定

入札参加者は、別冊仕様書・別紙－７契約書（案）及び本書記載の事項を熟知の上、入札しなければならない。

（１）電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和８年１２月１７日（木）午後３時

（電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子入札により応札する場合には、

通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

（２）紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和８年１２月１７日（木）午後３時

当日の参加が可能な場合は、上記時刻までに下記７．（１）に示す会場へ入室すること。（郵送の場合は、受領期限の前日までに到着するよう送付し、かつ、受領の確認ができる方法をとること。）

②入札書の提出場所

上記４．に同じ

③入札書の提出方法

入札参加者は、別紙－２の様式による入札書を使用し、直接提出する場合は封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛先（支出負担行為担当官栃木労働局総務部長殿と記載）及び「令和８年１２月１７日開札（令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務）の入札書在中」と記載しなければならない。

郵便（書留郵便等配達記録が残る方法）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「令和８年１２月１７日開札（令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務）の入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、前記②宛てに入札日の前日までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

再度入札を希望する場合は、それぞれ別の封筒に入れ封緘し、かつその封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。第２回目以降の入札書の提出がない場合は、辞退したものとして取扱う。

（３）入札書記載に係る注意事項

① 入札金額は、調達件名の業務に要する一切の諸経費（人件費等仕様書に定める内容）を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）代理人による入札を行う場合には、別紙－３の様式による委任状を提出するものとし、入札書に入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載すること。

（５）入札の無効

入札書で次の各号に該当する者は、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの。

② 履行役務名及び入札金額のないもの。

③ 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のない又は判然としないもの。

④ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のないもの又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）。

⑤ 履行役務名に大きな誤りがあるもの。

⑥ 入札金額の記載が不明瞭なもの。
⑦ 入札金額が訂正してあるもの。
⑧ 入札公告及び入札説明書に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの。
⑨ ５．（１）④の別紙－５ 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき。

（６）入札参加者は、その提出した入札書の差し替え、変更又は取消をすることはできない。

（７）入札参加者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、別紙－８ 入札辞退届を提出すること。

（８）落札者の決定
① 当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって落札者とすることがある。
③ 開札の結果、予定価格に達しないときは、その場において直ちに再度の入札を行う。入札は２回までとし、２回実施しても予定価格に達しないときは、最低価格をもって入札した者との間で見積書による随意契約に移行することがある。
④ 開札の結果、予定価格の範囲内に同価格の入札をした者が二者以上あるときは、電子調達システムのくじにより、落札者を決定するものとする。

（９）入札参加者等が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。入札を公平に行うことができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

７．開札

（１）開札の日時及び場所

令和８年１２月１７日（木）午後３時１５分

栃木県宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２合同庁舎５階　第２小会議室

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３）紙による入札の場合
① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

８．その他

（１）契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）入札執行後における異議の申し立てに関する事項

入札執行後は、契約事項・仕様書等を了知しなかったことを理由に、異議を申し立てることはできない。本案件に関する疑義については、入札日までに解消しておくこと。

（４）契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書の記名押印については、宇都宮第２地方合同庁舎入居官署連名で行うものとする。

※契約書に記名押印する入居官署

・東京管区気象台（宇都宮地方気象台）
・防衛省北関東防衛局宇都宮防衛事務所
・自衛隊栃木地方協力本部宇都宮募集案内所
・栃木労働局

③ 上記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤ 契約締結前までに「契約金額積算内訳書」を提出すること。

（５）支払条件

別紙－７　契約書（案）のとおり。

（６）入札説明会

入札説明会は行わない。

（７）各種提出書類の押印の省略にかかる留意事項

この入札において、契約書を除く提出書類（契約関係書類）について、押印を省略としているが、担当者等から提出される契約関係書類については、事業者として決定した正式なものであること。なお、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

（８）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（９）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク　０５７０－０００－６８３
・ホームページ　https://www.p-portal.go.jp/

ただし、申請書類・応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記４担当部局（問い合わせ先）に連絡すること。

◎様式等

① 別紙－１　一般競争入札参加申込書
② 別紙－２　入札書
③ 別紙－３　委任状
④ 別紙－４　自己申告書
⑤ 別紙－５　暴力団等に該当しない旨の誓約書
⑥ 別紙－６　電子入札案件の紙入札方式での参加について（電子入札参加者は不要）
⑦ 別紙－７　契約書（案）
⑧ 別紙－８　入札辞退届
⑨ 別紙－９　保険料納付に係る申立書
⑩ 別　　冊　仕様書

別紙－1

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申込いたします。

記

1．件名　令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務

2．競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

該当箇所を○で囲んでください。

（1）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）

①営業品目　　役務の提供等　　建物管理等各種保守管理

②等級　　B　・　C　・　D

（2）予算決算及び会計令第７０条及び７１条の規定に該当しない。　　はい　・　いいえ

（3）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。　　はい　・　いいえ

（4）会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない。　　はい　・　いいえ

（5）厚生労働省関係法令を遵守している。　　はい　・　いいえ

（6）仕様書の全ての業務が可能な技術・経験等を有している。　　はい　・　いいえ

（7）都道府県公安委員会から警備業の認定を受けている。　　はい　・　いいえ

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　　殿

入札者　住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号
担当者及び連絡先メールアドレス

別紙－２

入　札　書

令和　　年　　月　　日

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

入札者　住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号
連絡先メールアドレス
（代理人）氏　名

入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ、次のとおり入札します。

入札件名　令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務

入札金額　￥　　円

※ 上記の金額に消費税は含まない。（ 消費税額 ￥　　円 ）

入札金額が同額の場合にはくじ引きで落札者を決定しますので、任意の３桁の数字を記載してください。（紙入札者のみ）		

＜注意＞１．金額は円単位とアラビア数字をもって明記すること
２．納入場所：支出負担行為担当官の指定する場所
３．入札金額の内訳書（任意様式）を添付すること

別紙－３

委　任　状

令和　　年　　月　　日

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記物件の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

受任者　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

１．入札案件名　　令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務
２．受 渡 場 所　　支出負担行為担当官栃木労働局総務部長の指定する場所

別紙－４

自　己　申　告　書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

３　事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。

４　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

５　前記１から４について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁

支出負担行為担当官

栃木労働局総務部長　殿

別紙－５

暴力団等に該当しない旨の誓約書

（　私　／　当社　）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者。

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者。

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

令和　　年　　月　　日

住　　所

会　社　名

代　表　者

※個人の場合は生年月日を記載すること。
※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役　員　等　名　簿

法人（個人）名　：

所　　在　　地　：

役　職　名	フリガナ 氏　　名	生　年　月　日	性 別
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女
		大正 昭和 平成　　年　　月　　日	男 女

(注)　法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別紙－6

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をします。

記

１．入札案件名
令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務

２．電子調達システムでの参加ができない理由

① 電子認証カードの申請が済んでいないため

② その他
（　　）

別紙－7

契　約　書　（案）

支出負担行為担当官栃木労働局総務部長　〇〇 〇〇　他３名（以下「甲」という。）と〇〇〇〇　〇〇〇　〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

記

契約件名　令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務

契約金額　金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）
内訳　①栃木労働局
年額〇，〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇，〇〇〇円）
②自衛隊栃木地方協力本部
年額〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇，〇〇〇円）
③防衛省北関東防衛局宇都宮防衛事務所
年額〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇，〇〇〇円）
④東京管区気象台（宇都宮地方気象台）
年額〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇，〇〇〇円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。）
なお、この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は乙の負担とする。
また、乙は、この契約の締結後、速やかに請負金額内訳明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

契約保証金　免 除

（信義誠実の原則）
第１条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。
（履行期間、場所、時間及び人員）
第２条 この契約の履行期間、場所、時間及び人員は次のとおりとする。（詳細は別添仕様書の記載のとおり）
期　　間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
場　　所　宇都宮第２地方合同庁舎本館及び別館並びに駐車場
栃木県宇都宮市明保野町１番４号
時間及び人員　平日及び原則奇数月第３土曜日に実施する庁舎清掃日
６時３０分から１９時まで・・・１名
平日
８時から１７時まで・・・２名
２　業務委託料及び契約条件等は、情勢の変化あるいは、やむを得ない事情が発生したときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。
（検査及び監督）

第３条 乙は、月々の業務を完了したときは業務完了届を、又は、日々の業務を完了したときは警備報告書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
２ 甲は、前項の業務完了届、又は警備報告書を受理したときは、その日から１０日以内に当該業務完了の検査を行わなければならない。
３ 乙は、前項の検査の結果、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。
４ 検査に必要な費用は、乙の負担とする。
５ 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
（危険負担）
第４条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。
（再委託）
第５条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
２ 乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
３ 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
４ 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
（再委託先の変更）
第６条 乙は、再委託先を変更する場合、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
２ 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省の所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。
（履行体制）
第７条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を甲に提出しなければならない。
２ 乙は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
（１）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
（２）事業参加者の住所の変更のみの場合。
（３）契約金額の変更のみの場合。
３ 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（遅滞料）
第８条 甲は、第２条の期限内に業務を完了しないときは、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年３．０パーセントの割合で計算した額を

遅滞料として徴収するものとする。なお、天災地変その他自己の責に帰し難い事由によるときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して期限の延期を許すことができる。

（契約の解除）

第９条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の１００分の１０に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第２号から第４号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（１）乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（２）乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）甲が行う検査又に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（４）第２３条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第１０条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１１条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３）競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

（４）乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（５）第３項の規定による報告を行わなかったとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

３　乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１２条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第１３条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第１４条 乙は第３条に定めた月々の業務完了の検査を受け、これに合格した場合は、年額を１２分割し、甲に毎月請求額を通知するものとする。

なお、端数が出た場合は年度の初回請求分に含めるものとする。

２ 乙は、別紙「印鑑登録及び銀行振込届出書」を事前に提出し、印鑑及び振込先を登録する。

３ 甲は、乙より提出された「請負金額内訳明細書」に基づき、宇都宮第２地方合同庁舎入居官庁の分担率に応じた「常駐警備委託料内訳表」を作成し乙に速やかに通知する。

４ 乙は、第３項の「常駐警備委託料内訳表」に基づき分割し、１月毎に甲に請求するものとする。

５ 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から３０日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第１５条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第１６条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２ 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第１７条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第１８条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１） 暴力的な要求行為

（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為

（３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４） 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（５） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第１９条 乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２ 乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２０条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第２１条 甲は、第９条第２項、同条第３項、第１７条、第１８条、第２０条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２ 乙は、甲が第９条第２項、同条第３項、第１７条、第１８条、第２０条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
（不当介入に関する通報・報告）
第２２条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
（秘密の保持及び個人情報保護）
第２３条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。
２ 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
３ 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
４ 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
５ 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
６ 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
７ 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。
（法令遵守）
第２４条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。
（紛争又は疑義の解決方法）
第２５条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
２ 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
（存続条項）
第２６条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第９条第２項、第１０条、第１２条、第１３条、第１５条、第１９条、第２１条、第２３条、第２５条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　栃木県宇都宮市明保野町１番４号
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　　○○　○○　㊞

栃木県宇都宮市桜５丁目１番１３号
分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部長　　○○　○○　㊞

埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　　○○　○○　㊞

東京都清瀬市中清戸３－２３５
支出負担行為担当官
東京管区気象台長　　○○　○○　㊞

乙　　○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○　○○　○　　㊞

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　○○○○　殿

名称
代表者氏名　　印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　○○○○　殿

名称
代表者氏名　　印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　　○○○○　殿

名称
代表者氏名　　印

履行体制図変更届出書

契約書第７条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

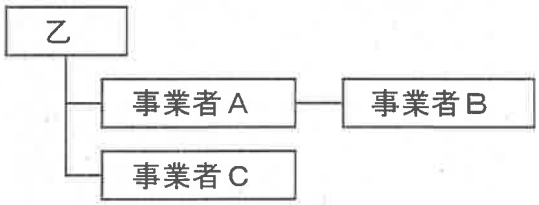
別紙１

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】
・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・	円	
B			



印鑑登録及び銀行振込届出書

令和　　年　　月　　日

栃木労働局長　殿

住所 ・ 社名 ・ 代表者名	社　印	代表者印

1．上記の印鑑を契約書・請求書に使用することを届け出ます。

2．甲と乙により締結した契約履行に伴い発生する乙に対する契約金額の支払は、下記の銀行口座とします。

金融機関	銀行 金庫 ゆうちょ銀行	本店 支店 出張所
口座種別	1．当座　　2．普通	
口座番号 （右詰めで記入）		
口座番号 （ゆうちょ銀行）	記号	
	番号	
口座名義	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	

※ 該当する事項を○で囲んでください。

別紙－８

入　札　辞　退　届

入札案件名　令和９年度宇都宮第２地方合同庁舎における常駐警備員による警備業務

上記について、入札参加を申込みましたが、都合により入札を辞退します。

令和　　年　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　殿

別紙－９

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（住　所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（名　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

宇都宮第２地方合同庁舎所管庁
支出負担行為担当官
栃木労働局総務部長　　殿